

# 抗認知症薬適量処方に前進

## 厚労省の通知受け団体コメント



(社)抗認知症薬適量処方を実現する会

村瀬仁章理事

議員の国会予算委員会における発言がきっかけです。現場の医師による判断で抗認知症薬を少量投与

—今回厚労省が通知を出すに至った経緯を教えてください。

村瀬 本会理事の医師の働きかけによる当時の民主党・大畠章宏一ました。

厚生労働省は6月1日、抗認知症薬の規定量以下の投与を認める事務連絡を、国民健康保険団体連合会中央会と社会保険診療報酬支払基金に通知した。抗認知症薬の增量規定の撤廃を訴えている一般社団法人抗認知症薬の適量処方を実現する会（兵庫県尼崎市）の村瀬仁章理事に見解を聞いた。

—少量投与が認められない理由を確認させてください。

村瀬 認知症の進行を遅らせる十分な数値データが示されていない

とするのが学会などの見解です。

これは治療の方法と現場のギャップが原因だと考えていました。治療では比較的若く、認知症以外の病気でない個々の症例に応じた医学的な診断」を呼びかけるものです。アリセプトを例にすると、3

ミリグラムで投与を始め、その後5ミリグラムに切り替えるのが規定の使い方です。今回の通知により、3ミリ

グラムの継続投与はその医学的理由が配慮され、認められるようになります。一方、臨床現場から、1ミリグラム投与など更に少ない量の投与が適切だとする事例も報告されていますが、今回の通知では比較的若く、認知症の薬物治療にどのような影響を及ぼすのでしょうか。

村瀬 今回の通知は「一律の査定を控え、個々の症例に応じた医学的な診断」を呼びかけるものです。アリセプトを例にすると、3ミリグラムで投与を始め、その後5ミリグラムに切り替えるのが規定の使い方です。今回の通知により、3ミリ

グラムの継続投与はその医学的理由が配慮され、認められるようになります。一方、臨床現場から、1ミリグラム投与など更に少ない量の投与が適切だとする事例も報告されていますが、今回の通知では比較的若く、認知症の薬物治療にどのような影響を及ぼすのでしょうか。

### 高齢者住宅新聞

2016.7.13 (毎週水曜日発行) (8)